

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第14号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員が骨髄移植のための<u>骨髄液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(5)～(26) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員が骨髄移植のための<u>骨髄若しくは末梢<sup>しよ</sup>血幹細胞移植のため末梢<sup>しよ</sup>血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、<u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢<sup>しよ</sup>血幹細胞移植のため末梢<sup>しよ</sup>血幹細胞</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(5)～(26) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。